

第 63 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第258号中「7,000円」を「10,400円」に改め、同項第273号ア中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同号イ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同項第277号ア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同号イ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同号ウ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同号エ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同号オ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項第304号中「7,000円」を「8,200円」に改め、同項第366号中「1,800円」を「1,600円」に改め、同項第379号中「6,200円」を「6,400円」に改め、同項第405号の2中「又は第101条の4第2項に規定する」を「若しくは口、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく」に、「750円」を「1,050円」に改め、同項第405号の3中「又は第101条の4第2項」を「若しくは口、第101条の4第2項又は第101条の7第1項」に、「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(405) の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施

運転技能検査手数料 3,550円

第2条第1項第414号中「又は同項第13号」を「、第13号又は第14号」に改め、同項第414号の2イ中「5,100円（認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習にあっては、7,950円）」を「6,450円」に改め、同号イただし書中「加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認める者に対して行う」を「道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この号及び別表第19において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第

101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する」に、「1,800円」を「2,900円」に改め、同号ウを削り、同項第419号中「2,100円」を「2,700円」に改め、同項第499号ウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同項第501号中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第512号中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同項第532号ア(イ)中「35歳に達していない」を「25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である」に改め、同号ア(エ)中「35歳に達していない」を「25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である」に改め、同項第617号の3の次に次の2号を加える。

(617)の4 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護支援専門員実務研修受講試験手数料 10,000円

(617)の5 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施

介護支援専門員実務研修手数料 59,000円

第2条第1項第618号中「(平成9年法律第123号)」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(618)の2 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員再研修の実施

介護支援専門員再研修手数料 35,000円

第2条第1項第619号の次に次の1号を加える。

(619)の2 介護保険法第69条の8第2項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施

介護支援専門員更新研修手数料 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有しない者が受講する場合 35,000円

イ 介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有する者が受講する場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる研修の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(平成18年厚生労働省告示第218号。以下この号において「研修基準」という。)第3号

の表の（注１）に掲げる科目の研修 ２５，０００円

（イ）研修基準第３号の表に掲げる科目のうち同表の（注１）に掲げる科目以外の科目の研修 ２２，０００円

第２条第１項第６２２号の２の次に次の２号を加える。

(622) の２の２ 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６
第１項第１号に掲げる主任介護支援専門員研修の実施

主任介護支援専門員研修手数料 ３８，０００円

(622) の２の３ 介護保険法施行規則第１４０条の６第１項第２号に掲げる主任介護
支援専門員更新研修の実施

主任介護支援専門員更新研修手数料 ３２，０００円

第２条第１項第６２５号の７の４の次に次の６号を加える。

(625) の７の５ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）
第３条第１項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査

畜舎建築利用計画認定手数料 認定申請１件につき７，４００円（審査に係る畜舎
等が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第３項第４号の規定に適合し
ているかどうかの審査（以下「技術基準審査」という。）を要する場合にあっては、
当該額に別表第２６の１５に掲げる区分に応じた額を加算した額）

(625) の７の６ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第４条第１項の規定に基
づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査

畜舎建築利用計画変更認定手数料 変更認定申請１件につき７，４００円（審査に
係る畜舎等が技術基準審査を要する場合にあっては、当該額に別表第２６の１５に掲
げる区分に応じた額を加算した額）

(625) の７の７ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第６条第２項ただし書の
規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査

畜舎等建築等仮使用認定手数料 １２６，３００円

(625) の７の８ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第１０条第１項の規定に
基づく畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査

畜舎等建築等譲渡及び譲受け認可手数料 ７，４００円

(625) の７の９ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第１０条第２項の規定に
基づく法人の合併の認可の申請に対する審査

畜舎等建築等合併認可手数料 ７，４００円

(625) の７の１０ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第１０条第３項の規定
に基づく法人の分割の認可の申請に対する審査

畜舎等建築等分割認可手数料 ７，４００円

第4条中第16項を第18項とし、第15項の次に次の2項を加える。

16 第2条第1項第617号の4の手数料は、介護保険法第69条の27第1項の規定により指定試験実施機関が試験を行う場合は、当該指定試験実施機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験実施機関の収入とする。

17 第2条第1項第617号の5及び第619号の2の手数料は、介護保険法第69条の33第1項の規定により指定研修実施機関が研修を行う場合は、当該指定研修実施機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定研修実施機関の収入とする。

別表第19を次のように改める。

別表第19（第2条第1項第413号関係）

区分	金額
法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき 750円
法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間につき 2,350円
法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	講習1時間につき 1,950円
法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	講習1時間につき 4,450円
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間につき 4,450円
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間につき 3,500円
普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,800円
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	講習1時間につき 4,150円
普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,000円
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	講習1時間につき 1,500円
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	講習1時間につき

		3, 100円
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間につき 1, 400円
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間につき 750円
法第108条の2第1項 第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 150円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 050円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 700円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 550円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 450円
法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表備考1の2に 規定する優良運転者に対する講習	500円
	法第92条の2第1項の表備考1の3に 規定する一般運転者に対する講習	800円
	法第92条の2第1項の表備考1の4に 規定する違反運転者等に対する講習	1, 350円（国家 公安委員会規則で定 める道路交通法施行 令第33条の7第2 項の基準に該当しな い者に対する講習に あつては、800円）
法第108条の2第1項 第12号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受けている者（法 第97条の2第1項第3号イ及びハに掲 げる者並びに法第101条の4第3項の 規定の適用を受ける者を除く。）に対す る講習	6, 450円
	普通自動車対応免許を受けている者（法 第97条の2第1項第3号イ若しくはハ に掲げる者又は法第101条の4第3項	2, 900円

	の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円(当該講習が道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につき2,250円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円

別表第26の14の次に次の1表を加える。

別表第26の15(第2条第1項第625号の7の5及び第625号の7の6関係)

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	7,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	48,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	311,000円
50,000平方メートルを超えるもの	531,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

1 畜舎等について建築等をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 技術基準審査を要する部分（次号において「要審査部分」という。）の床面積

2 畜舎建築利用計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める面積

ア 畜舎等について建築等をする場合（畜舎等の構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をする場合及びイに掲げる場合を除く。） 当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積

イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第1項に規定する完了の届出前に、認定を受けた畜舎建築利用計画の変更（重大な変更を除く。）をする場合 当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積の2分の1（床面積の増加する要審査部分にあつては、当該増加する要審査部分の床面積）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積の2分の1

別表第27化学分析の項中「1, 880円」を「1, 900円」に、「2, 430円」を「2, 440円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2, 740円」を「2, 760円」に、「28, 510円」を「29, 280円」に改め、同表食品試験の項中「1, 940円」を「510円」に、「30, 220円」を「30, 450円」に、「4, 530円」を「4, 570円」に、「19, 970円」を「19, 980円」に、「47, 870円」を「48, 790円」に、「12, 580円」を「12, 670円」に、「23, 780円」を「23, 990円」に改め、同表機械試験の項中「390円」を「430円」に、「11, 010円」を「9, 090円」に、「6, 220円」を「6, 520円」に改め、同表金属分析の項中「2, 310円」を「2, 330円」に、「5, 420円」を「5, 480円」に改め、同表金属試験の項中「1, 240円以上19, 560円以下」を「1, 250円以上20, 080円以下」に、「1, 240円以上5, 010円以下」を「1, 250円以上5, 030円以下」に、「2, 810円」を「2, 840円」に、「12, 570円」を「12, 600円」に改め、同表窯業試験の項中「1, 470円」を「1, 490円」に、「8, 220円」を「8, 280円」に改め、同表木竹試験の項を削る。

別表第28農産物及びその加工品の項中「2, 960円」を「2, 980円」に、「19, 970円」を「19, 980円」に、「1, 940円」を「1, 960円」に、「5, 670円」を「5, 710円」に、「6, 000円」を「6, 040円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和4年4月1日

(2) 第2条第1項第405号の2及び第405号の3の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第414号及び第414号の2の改正規定、別表第19の改正規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第368号の3の次に1号を加える部分に限る。） 令和4年5月13日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第368号の3の次に次の1号を加える。

368の4 運転技能検査手数料

別表第1手数料の項第564号の43の2の次に次の6号を加える。

564の43の3 畜舎建築利用計画認定手数料

564の43の4 畜舎建築利用計画変更認定手数料

564の43の5 畜舎等建築等仮使用認定手数料

564の43の6 畜舎等建築等譲渡及び譲受け認可手数料

564の43の7 畜舎等建築等合併認可手数料

564の43の8 畜舎等建築等分割認可手数料

（提案理由）

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。